

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康
及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

令和2年3月19日
岡山県教育委員会

1 趣旨

現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられる。また、このような状況が続けば、教職に対する憧れが失われ、本県の学校教育を支える人材が確保できなくなることも懸念される。

現在進めている働き方改革の目的は、「教育職員の心身の健康の保持増進による教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長」である。教育職員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保するとともに、教育職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を目指している。

本方針では、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）及び「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年岡山県教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 上限時間等

上限時間等については、規則第2条に定めるところによる。

なお、「在校等時間」の考え方については、指針第3（1）に定めるところによる。

4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、ICTを活用した業務記録システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での業務や土日、祝日などの業務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握するとともに、計測した結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、別に定めるところにより公文書として適切に管理、保存すること。

また、上限時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。持ち帰り業務についても、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

なお、県教育委員会は、月ごとに各県立学校の在校等時間を把握するものとする。

5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、県教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、校長は、必要に応じて健康管理医と連携し、教育職員が心身ともに健康で働きやすい職場づくりを組織的に進めるとともに、「岡山県教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱」に基づき、長時間にわたる時間外業務の常態化を見逃さず、該当の教育職員に健康管理医による健康相談を受けさせる等、早期に適切な措置を講じること。

なお、県教育委員会は、労働安全衛生法に基づき、県立学校における教育職員の安全の確保及び健康の保持増進の取組が充実するよう、より良い在り方を検討し支援するものとする。

6 事後的検証

本方針の実施に当たり、県教育委員会は、上限時間を超える教育職員がいる場合には、各県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。

7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、県教育委員会及び校長は、県立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。